

地域密着型特別養護老人ホーム（ユニット型）

サンコート大月、サンコート大月サテライト 重要事項説明書

地域密着型特別養護老人ホーム（ユニット型）サンコート大月及びサンコート大月サテライトが、入居される皆様に対して、地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供するあたり、当事業者の施設概要や提供されるサービス内容、また契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 山の都福祉会
法人の所在地	山梨県山梨市落合3-2
法人の種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 逸村一徳
電話番号	0553-44-3851
FAX番号	0553-44-5251

2. ご利用施設（サンコート大月）

施設の名称	地域密着型特別養護老人ホーム（ユニット型） サンコート大月
施設の所在地	山梨県大月市賑岡町浅利1108番1
管理者名	施設長 前田慎也
開設年月日	平成26年3月25日
電話番号	0554-23-1165
FAX番号	0554-23-2300
事業の種類・利用定員	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 29名
指定年月日・指定番号	平成26年3月25日 第1991400043号
併設事業所	短期入所生活介護 ショートステイ サンコート大月 利用定員 9名 開設日 平成26年3月25日

2-1. ご利用施設（サンコート大月サテライト）

施 設 の 名 称	地域密着型特別養護老人ホーム（ユニット型） サンコート大月サテライト
施 設 の 所 在 地	山梨県大月市賑岡町浅利1108番6
管 理 者 名	施設長 前田慎也
開 設 年 月 日	平成29年3月27日
電 話 番 号	0554-23-1165
F A X 番 号	0554-23-2300
事業の種類・利用定員	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 29名
指定年月日・指定番号	平成29年3月27日 第1991400050号

3. 事業の目的と運営の方針

事 業 の 目 的
1. 施設は、業務の適正かつ円滑な運営と、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づいた運営をすることを目的とし、要介護状態にある方に対して、適正なサービスを提供いたします。 2. 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むよことを支援します。
運 営 方 針
1. 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、大月市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 2. 事業者である「山の都福祉会」の基本理念である「五感にしなやかに対応し、感性豊かな環境づくりを通じ、共に生きる力を育む」を基本方針にします。 ・ 入居者に「安心」「安全」「安楽」をお届けします。 ・ 入居者全員が、「満足」のいく介護を心がけます。 ・ 入居者一人一人の「尊厳」と「自立」をめざします。

4. 施設の概要

（1）敷地及び建物の概要

特別養護老人ホーム（3ユニット）にショートステイ（1ユニット）を併設した施設です。

敷 地	4,861.00㎡
構 造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 3階建 耐火建築物
	1,626.86㎡

建 物	延床面積	1階 388.62㎡ 2階 619.12㎡ 3階 619.12㎡
	構 成	1階 施設長室、事務室、医務室・看護職員室、 介護職員室、厨房 2階 短期入所ユニット 9室 特養ユニットA 10室 3階 特養ユニットB 9室 特養ユニットC 10室
	利用定員	特養：29名（ショート：9名）

（２）居室及び主な設備

居室・設備の種類	室数等
居 室	個室 29室（洗面・ベット・カーテン付）
共同生活室	3ユニット
浴 室	4室（特殊浴室1室、個別浴室3室）
医務室	1室
トイレ	8ヶ所

４－１.施設の概要（サンコート大月サテライト）

（１）敷地及び建物の概要

特別養護老人ホーム（3ユニット）の施設です。

敷 地		4864.72㎡
建 物	構 造	鉄骨造2階建 耐火建築物
	延床面積	1443.86㎡ 1階 702.69㎡ 2階 707.94㎡ 屋上 32.40㎡
	構 成	1階 特養ユニットA 10室 2階 特養ユニットB 9室 特養ユニットC 10室 屋上
	利用定員	特養：29名

(2) 居室及び主な設備

居室・設備の種類	室数等
居 室	個室 29室 (洗面・ベッド・ロッカー・チェスト・カーテン付)
共同生活室	3ユニット
浴 室	3室 (個別浴室3室)
多目的室	1室
トイレ	8ヶ所

5. 施設の職員体制 (サンコート大月)

職 種	員数	常勤		非常勤		主な業務内容
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			業務の一元的な管理 (施設長)
医 師	2				2	健康管理・療養指導
生活相談員	1		1			生活相談・生活指導
介護職員	15	15				介護業務
看護職員	2	1	1			心身の健康管理・保健衛生管理
管理栄養士 (栄養士)	2	1	1			食事献立・栄養計算、栄養指導
機能訓練指導員	1		1			身体機能向上指導・健康維持のための指導
介護支援専門員	1	1				ケアプラン作成・管理
事務員	1					一般事務
宿直員	5			5		宿直業務

5-1. 施設の職員体制 (サンコート大月サテライト)

職 種	員数	常勤		非常勤		主な業務内容
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			業務の一元的な管理 (施設長)
医 師	2				2	健康管理・療養指導
生活相談員	1		1			生活相談・生活指導
介護職員	15	15				介護業務
看護職員	1		1			心身の健康管理・保健衛生管理
管理栄養士 (栄養士)	1		1			食事献立・栄養計算、栄養指導
機能訓練指導員	1		1			身体機能向上指導・健康維持のための指導
介護支援専門員	1	1				ケアプラン作成・管理
調理員	5				5	

6. 職員の勤務体制

職 種	勤務時間・勤務体制
医師	内科医師：月 1 回以上、 歯科医師：月 1 回以上
生活相談員	日勤（ 8：30～17：30）
介護職員	早番（ 7：00～16：00） 日勤（ 8：30～17：30） 遅番（12：00～21：00） 夜勤（21：00～ 7：00） ※職員体制は、入居者 3 名あたり職員 1 名の割合となります。 ※夜勤帯は、入居者 29 名を職員 2 名でお世話します。
看護職員	日勤（ 8：30～17：30）
管理栄養士（栄養士）	日勤（ 8：30～17：30）
機能訓練指導員	日勤（ 8：30～17：30）
介護支援専門員	日勤（ 8：30～17：30）
事務員	必要に応じ勤務
宿直員	夜勤（18：30～ 8：00） 非常勤交代勤務

7. 施設サービスの内容

サ ー ビ ス の 種 類	サ ー ビ ス の 内 容
食 事	栄養士の立てる献立により、栄養と入居者の身体状況及び嗜好に考慮した食事を提供します。 食事は、自立支援のためできるだけ離床して、共同生活室で食べていただけるように配慮します。 入居者のその日の状態に合わせて、適切な時間に提供します。 （食事時間のめやす） 朝食 8：00～ 昼食 12：00～ 夕食 18：00～ （上記の食事の他、おやつ・湯茶を提供します。）
介 護	施設サービス計画に沿った日常生活全般の介護を行います。 ・更衣、排泄、食事、入浴等の介助 ・体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等
入浴・清拭	入居者が身体の清潔を保持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、週 2 回以上の入浴又は清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方は機械浴での入浴も可能です。
排 泄	入居者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立について適切な援助を行います。
着替え・整容等	寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 入居者各々の生活リズムを考慮し、適切な着替え、整容が行われるよう援助します。

シーツ交換	シーツ交換は、週 1 回行い、汚れている場合は、随時交換いたします。
機能訓練	入居者の心身の状況に適合した機能訓練を行い、生活機能の維持・改善に努めます。
生活相談	当施設は、入居者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
健康管理	嘱託医師により、定期的に診察日を設けて健康管理に努めます。 看護師により、日常の健康管理及び健康相談を行います。 緊急等必要な場合には嘱託医師の受診、あるいは協力医療機関を受診します。 入居者が他の医療機関の受診を希望する場合は、引き継ぎます。
レクリエーション	年間を通して行事を適宜、企画いたします。

8. 利用料金及びお支払い方法

(1) 利用料金

- ① 入居者が介護保険給付サービスを利用するにあたってご負担いただく料金は、厚生労働大臣が定める告示上の基準額とし、下記「地域密着型特別養護老人ホーム（ユニット型）サンコート大月、サンコート大月サテライト 利用料金表」（以下「料金表」という。）のとおりです。
- ② 介護保険給付サービス以外に係るその他の費用の内訳については、下記「料金表」とおりです。

〈基本施設サービス費（ユニット型個室）〉

※令和 6 年 4 月 1 日改正

ご利用者の 要介護度	単位	1 日当たりの負担金		
		1 割負担の方	2 割負担の方	3 割負担の方
要介護 1	682 単位/日	682 円	1,364 円	2,046 円
要介護 2	753 単位/日	753 円	1,506 円	2,259 円
要介護 3	828 単位/日	828 円	1,656 円	2,484 円
要介護 4	901 単位/日	901 円	1,802 円	2,703 円
要介護 5	971 単位/日	971 円	1,942 円	2,913 円

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。また上記基本施設サービス費のほかに、下記加算が発生した場合は自己負担額に追加されます。

1 日当たりの利用料金

加算名	単位数	利用料金 (×10.00 円)	自己負担額		
			1 割	2 割	3 割
協力医療機関連携加算 (Ⅰ)	100 単位/月	1,000 円	100 円	200 円	300 円
看護体制加算 (Ⅰ) イ	12 単位/日	120 円	12 円	24 円	36 円
夜勤職員配置加算 (Ⅱ) イ	46 単位/日	460 円	46 円	92 円	138 円
ADL 維持等加算 (Ⅰ)	30 単位/月	300 円	30 円	60 円	90 円
ADL 維持等加算 (Ⅱ)	60 単位/月	600 円	60 円	120 円	180 円
若年性認知症入所者受入加算	120 単位/日	1,200 円	120 円	240 円	360 円
外泊時費用加算	246 単位/日	2,460 円	246 円	492 円	738 円
外泊時在宅サービス利用費用	560 単位/日	5,600 円	560 円	1,120 円	1,680 円
初期加算	30 単位/日	300 円	30 円	60 円	90 円
再入所時栄養連携加算	200 単位/日	2,000 円	200 円	400 円	600 円
退所前訪問相談援助加算	460 単位/日	4,600 円	460 円	920 円	1,380 円
退所後訪問相談援助加算	460 単位/日	4,600 円	460 円	920 円	1,380 円
退所時相談援助加算	400 単位/日	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
退所前連携加算	500 単位/日	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
退所時情報提供加算	250 単位/回	2,500 円	250 円	500 円	750 円
退所時栄養情報連携加算	70 単位/回	700 円	70 円	140 円	210 円
高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅰ)	10 単位/月	100 円	10 円	20 円	30 円
新興感染症等施設療養費	240 単位/日	2,400 円	240 円	480 円	720 円
栄養マネジメント強化加算	11 単位/日	110 円	11 円	22 円	33 円
経口維持加算 (Ⅰ)	400 単位/月	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
経口維持加算 (Ⅱ)	100 単位/月	1,000 円	100 円	200 円	300 円
口腔衛生管理加算 (Ⅰ)	90 単位/月	900 円	90 円	180 円	270 円
口腔衛生管理加算 (Ⅱ)	110 単位/月	1,100 円	110 円	220 円	330 円
療養食加算	6 単位/回	60 円	6 円	12 円	18 円
看取り介護加算 (Ⅰ) 死亡日以前 31 日以上 45 日以下	72 単位/日	720 円	72 円	144 円	216 円
看取り介護加算 (Ⅰ) 死亡日以前 4 日以上 30 日以下	144 単位/日	1,440 円	144 円	288 円	432 円
看取り介護加算 (Ⅰ) 死亡日前日及び前々日	680 単位/日	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
看取り介護加算 (Ⅰ) 死亡日	1,280 単位/日	12,800 円	1,280 円	2,560 円	3,840 円
褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ)	3 単位/月	30 円	3 円	6 円	9 円
褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ)	13 単位/月	130 円	13 円	26 円	39 円
排せつ支援加算 (Ⅰ)	10 単位/月	100 円	10 円	20 円	30 円

排せつ支援加算（Ⅱ）	15 単位/月	150 円	15 円	30 円	45 円
排せつ支援加算（Ⅲ）	20 単位/月	200 円	20 円	40 円	60 円
自立支援促進加算	300 単位/月	3,000 円	300 円	600 円	900 円
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	50 単位/月	500 円	50 円	100 円	150 円
安全対策体制加算（初日のみ）	20 単位/日	200 円	20 円	40 円	60 円
日常生活継続支援加算（Ⅱ）	46 単位/日	460 円	46 円	92 円	138 円
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100 単位/月	1,000 円	100 円	200 円	300 円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10 単位/月	100 円	10 円	20 円	30 円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	14.0%				

※テレビ電気代 500 円/月 電気毛布電気代 200 円/月

※外泊時 7 日目より、居室代として 1 日 2,500 円が発生します。

※協力医療機関連携加算（Ⅰ）

協力医療機関との連携体制を構築している

※退所時情報提供加算

医療機関へ退所する際に、情報提供している

※退所時栄養情報連携加算

退所先の医療機関に対して、栄養管理に関する情報提供をしている

※高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）

協力医療機関と連携している

※新興感染症等施設療養費

入院調整等を行う医療機関を確保し、施設内でサービスを提供した場合

※生産性向上推進体制加算（Ⅰ）（サンコート大月サテライトのみ）

見守り機器等のテクノロジーを複数導入している場合

※生産性向上推進体制加算（Ⅱ）（サンコート大月のみ）

見守り機器等のテクノロジーを 1 つ以上導入している場合

※看護体制加算（Ⅰ）イ

常勤の看護師の配置

※夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ

夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置

※ADL維持等加算

入居者の日常生活動作（ADL）をバーセルインデックスという指標を用いて、6ヶ月ごとの状態変化がみられた場合

※若年性認知症入所者受入加算

若年性認知症患者の特性やニーズに対応したサービス提供を行った場合

※外泊時費用

1月につき6日を限度に算定

※外泊時在宅サービス利用費用

病院等に入院した場合、及び外泊を行った場合。また居宅に外泊した場合において、施設が提供する在宅サービスを利用した場合

※初期加算

入居に伴い様々な支援が必要なことから入居後に30日に限り加算

※再入所時栄養連携加算

施設入居後、医療機関に入院後経管栄養等により入居時と大きくことなる栄養管理が必要となった場合において、入院医療機関の管理栄養士と連携し再入居後の栄養管理に関する調整を行った場合

※退所前訪問相談援助加算

入居者が退居し在宅生活等を行う際、援助・調整等を行った場合

※退所後訪問相談援助加算

入居者の退居後30日以内に当該入居者の居宅を訪問し、当該入居者及びその家族等に対して相談援助を行った場合

※退所時相談援助加算

入居期間が1月を超える入居者が退居し、その居宅において、居宅系サービスを利用する場合において、相談援助等を行った場合

※退所前連携加算

入居期間が1月を超える入居者が退居し、その居宅において、居宅系サービスを利用する場合において、退居に先立って情報提供を行い、居宅系サービスの調整を行った場合

※栄養マネジメント強化加算

管理栄養士を配置し、栄養ケア計画を作成、実施及び評価を行った場合

※経口維持加算

誤嚥が認められる方に対し、経口維持計画を作成及び特別な管理を行う場合

※口腔衛生管理加算

歯科医師の指示を受けた歯科衛生士等が、入居者に対し、口腔ケアを行った場合

※療養食加算

利用者の病状等に応じて、適切な栄養量及び内容の療養食の提供が行われた場合

※看取り介護加算

医師が終末期であると判断した入居者について、看取り介護を行った場合

※褥瘡マネジメント加算

褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、計画的に管理を行った場合

※排せつ支援加算

排せつ障害のため、排泄介助を要する入居者に対し、多職種が協同して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合

※自立支援促進加算

医師等と連携し、入居者の自立を促す取組を推進した場合

※科学的介護推進体制加算

さまざまなケアにより記録している利用者の状態像に関する情報について、厚生労働省が指定するデータベースに情報提供をし、得られるフィードバックをもとに、PDCAによりケアの質を高めていく取り組みを行った場合

※日常生活継続支援加算

認知症高齢者等が一定の割合以上入居して且つ介護福祉士資格を有する職員を一定の割合配置

※介護職員処遇等改善加算

介護サービスに従事する介護職員等の賃金改善に充てる事が目的

③ 居住費・食費の負担軽減（負担限度額認定）

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けられ

ておられる方は、大月市へ申請することにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費・食費の負担が軽減される場合があります。

なお、居住費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

※令和 6 年 8 月 1 日から (日額)

対象者		区分 利用者負担	居住費	食費
生活保護受給者				
世帯全員が	市町村民税非課税の老年福祉年金受給の方	第 1 段階	880 円	300 円
	市町村民税非課税かつ本人年金収入等 80 万円以下の方	第 2 段階	880 円	390 円
	市町村民税非課税かつ本人年金収入等が 80 万円超 120 万円以下	第 3 段階 ①	1,370 円	650 円
	市町村民税非課税かつ本人年金収入等が 120 万円超	第 3 段階 ②	1,370 円	1,360 円
世帯に課税の方がいるか、本人が市町村民税課税		第 4 段階	2,500 円	1,800 円

※食費内訳（朝食費 500 円、昼食費 650 円、夕食費 650 円）

⑤ 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

市町村民税世帯非課税者であって要件の全てを満たし、且つ市町村が認めた場合。

(2) お支払い方法

- ① 毎月 15 日までに、前記利用料金表に記載の利用料金を基に、算定した前月分利用料などを利用料明細の入った請求書により請求いたします。お支払い頂いた後に、領収書を発行いたします。

1 ヶ月に満たない期間の利用料金は、利用日数に基づいて計算いたします。

- ② 毎月末日までに、下記の方法にてお支払い下さい。

(Ⅰ) 指定金融機関口座から自動引き落としする。

山梨中央銀行をご利用ください。

(Ⅱ) 下記指定口座へ振り込みする。(別途振込み手数料が必要です。)

金融機関 山梨中央銀行 勝沼支店

口座番号 普通預金 3 1 6 0 2 9

口座名義 社会福祉法人 山の都福社会 理事長 逸村一徳

金融機関 フルーツ山梨農業協同組合 勝沼支所
口座番号 普通貯金 0003549
口座名義 社会福祉法人 山の都福祉会 理事長 逸村一徳

* お支払い方法については、入居契約時にいずれかの方法をお選び下さい。

9. 要望・苦情等申立窓口

地域密着型特別養護老人ホーム（ユニット型）サンコート大月、サンコート大月サテライトにおける要望や苦情等のご相談は、以下の窓口で受け付けます。

（相談窓口）

施設内 相談窓口	相談窓口担当者：大井美樹（生活相談員） 相談解決責任者：前田慎也（施設長） 電話番号：0554-23-1165 FAX番号：0554-23-2300 受付時間：平日 8:30～17:30 *また、施設内に投函箱を用意しております。
第三者委員	中村 充（法人評議員）電話：0553-44-3586 小尾俊二（法人評議員）電話：0553-20-4511

（行政機関その他の苦情受付機関）

行政機関	大月市役所 市民生活部 保険介護課 住所：大月市大月二丁目6-20 電話番号：0554-23-8035 FAX番号：0554-22-6422
社会福祉協議会	山梨県社会福祉協議会 運営適正化委員会 住所：甲府市北新一丁目2-12 電話番号：055-254-8610 FAX番号：055-254-8614 受付時間：8:30～17:15
国民健康保険 団体連合会	山梨県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情相談窓口 住所：甲府市蓬沢一丁目15-35 電話番号：055-233-9201 毎週水曜日：9:00～16:00

10. 個人情報の取り扱い

- （1）地域密着型特別養護老人ホーム（ユニット型）サンコート大月、サンコート大月サテライト及び職員は、入居者に対して施設サービスを提供するうえで、知り得た入居者およびそのご家族の情報は、入居者との契約期間中はもとより、契約終了後においても、秘密を保守し決して第三者に漏らすことはありません。また、職員は、退職後においてもこれらの情報を守秘義務する旨を、雇用契約の内容としています。
- （2）入居者やそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、管理者（施設長）の管理のもと保管し、処分する際にも遺漏なきよう防止に努めます。

- (3) 入居者のための地域密着型施設サービス計画に沿って、円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議や医療機関、その他サービス事業者との連携や調整等において必要な場合のみ最小限で使用します。個人情報の使用については、別途個人情報の取り扱い同意書を作成し、記名押印していただいた後、使用いたします。

1 1. 協力医療機関

施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただいております。

協 力 医 療 機 関	
岡 医 院	甲州市塩山上於曽 2 7 3 - 1
	電話 0 5 5 3 - 3 3 - 2 5 8 3
	診療科目： 内科・循環器内科
大 月 市 立 中 央 病 院	大月市大月町花咲 1 2 2 5
	電話 0 5 5 4 - 2 2 - 2 5 1 1
	診療科目： 総合
財 団 法 人 山 梨 厚 生 会 山 梨 厚 生 病 院	山梨市落合 8 6 0
	電話 0 5 5 3 - 2 3 - 1 3 1 1
	診療科目： 総合
協 力 歯 科 医 療 機 関	
いつむら歯科クリニック	山梨市落合 7 8 1 - 2
	電話 0 5 5 3 - 2 3 - 1 8 1 8
	診療科目： 歯科

1 2. 非常災害対策

非 常 時 の 対 応	別に定める「防災計画」に基づいて、消火、通報、避難誘導等を行い、入居者の安全を第一に優先し迅速・適切な対応をいたします。
防 災 設 備	・ 自動火災報知設備、非常通報設備、非常口誘導灯 ・ 消火器、スプリンクラー、防火扉、 ・ 非常階段（屋外直通） ・ 壁紙・カーテン・布団等は不燃性・防炎性を使用 ・ 建物は耐震構造
防 災 ・ 避 難 訓 練	防災計画に基づき、年 2 回避難・防災訓練を実施します。入居者においても、訓練に参加していただきます。

13. サービス利用上の注意事項

来 訪 ・ 面 会	面会時間は原則として8：30から17：30です。 受付にて面会受付用紙の記入をお願い致します。
外 出 ・ 外 泊	外出・外泊の際には、必ず行き先と帰宅時間を開始日の前日までに職員にお申し出ていただくとともに、所定の用紙にご記入ください。
医 療 機 関 へ の 受 診	傷病等の程度により入所者が外部の医療機関に通院する場合、原則としてご家族などのご対応をお願いします。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は、本来の用法に従ってください。 これに反したご利用により破損などが生じた場合、賠償していただく場合があります。
喫 煙	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。
迷 惑 行 為 な ど	騒音、暴力、けんかなど他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮ください。また、むやみに他の入居者の居室などに立ちいらないようにしてください。
宗 教 ・ 政 治 活 動	施設内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
所 持 品 の 管 理	現金・預金・印鑑などは当施設でお預かりし、管理することができます。なお、入居者が自分で管理している所持金品の紛失・盗難などは、当施設では一切責任を負いません。
動 物 飼 育	施設内へのペットなどの動物の持ち込みおよび飼育はできません。

14. 事故発生時・事故防止および再発防止の対応について

- ① 地域密着型特別養護老人ホーム（ユニット型）サンコート大月、サンコート大月サテライトは入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、別に定める「事故対応マニュアル」に沿って、速やかに保険者、入居者の家族などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じるようにします。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、施設および職員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。
- ② 施設は、事故の状況及び講じた措置について記録し、発生の事実および、その分析を行い、改善策を職員に周知徹底し再発の防止に努めます。
- ③ 施設は、事故発生防止のための指針を整備し、職員に対する研修を定期的に行います。

15. 虐待防止に向けた体制等について

- ① 地域密着型特別養護老人ホーム（ユニット型）サンコート大月、サンコート大月サテライトは入居者に対する施設サービスの提供により虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のため協力する。
- ② 施設は、発生の原因及び事実の分析を行い、再発防止策を職員に周知徹底をします。
- ③ 施設は、虐待防止のための指針を整備し、職員に対する研修を定期的に行います。

16. 緊急時の対応について

入居者の容態の急変などがあった場合は、医師に連絡するほか速やかに必要な対応をとります。また、緊急連絡先の順番に従って、ご家族などへ連絡します。

①緊急連絡先	氏名（続柄）	()
	住 所	
	連 絡 先	
②緊急連絡先	氏名（続柄）	()
	住 所	
	連 絡 先	
③緊急連絡先	氏名（続柄）	()
	住 所	
	連 絡 先	

17. 施設を退居していただく場合

サンコート大月、サンコート大月サテライトとの契約では、契約が終了する期日は特に定めていませんが、以下のような事由があった場合には、サンコート大月、サンコート大月サテライトとの契約は終了し、ご利用者に退居していただく事になります。

- ①要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ②サンコート大月、サンコート大月サテライトが解散した場合、破損した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④サンコート大月、サンコート大月サテライトが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご利用者から退居の申し出があった場合
- ⑥サンコート大月、サンコート大月サテライトから退居の申し出を行った場合

(1) ご利用者からの退居の申し出

契約の有効期間であっても、ご利用者からサンコート大月、サンコート大月サテライトからの退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、サンコート大月、サンコート大月サテライトを退居することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②サンコート大月、サンコート大月サテライトの運営規定の変更に同意できない場合
- ③ご利用者が入院された場合
- ④サンコート大月、サンコート大月サテライトもしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤サンコート大月、サンコート大月サテライトもしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥サンコート大月、サンコート大月サテライトもしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、サンコート大月、サンコート大月サテライトが適切な対応をとらない場合

(2) サンコート大月、サンコート大月サテライトからの申し出により退居していただく場合以下の事項に該当する場合には、サンコート大月、サンコート大月サテライトから退居いただく場合があります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者によるサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、相当機関を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者が故意又は重大な過失によりサンコート大月、サンコート大月サテライト又はサービス従事者もしくは、他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又

は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

④ご利用者が連続して7日以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合

⑤ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

サンコート大月、サンコート大月サテライトをご利用中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、7日間以内の短期入院の場合

7日間以内の入院の場合は、退院後再び施設を利用することができます。但し、入院期間中は、外泊時費用及び居住費をご負担いただきます。

②7日以上3ヶ月以内の入院の場合

7日以上入院された場合には、契約を解除する場合があります。

但し、契約を解除した場合で、3ヶ月以内に退院された場合には、再びサンコート大月、サンコート大月サテライトに優先的に入居できるよう努めます。また、サンコート大月、サンコート大月サテライトが満室の場合でも、短期入所生活介護（ショートステイ）を優先的に利用できるよう努めます。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合は、解約となります。この場合には、サンコート大月、サンコート大月サテライトに再び優先的に入居することはできません。

(3) 円滑な退居のための援助

ご利用者がサンコート大月、サンコート大月サテライトを退居する場合には、利用者の希望によりサンコート大月、サンコート大月サテライトは利用者の心身の状況、おかれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

18. 身元引受人等について

- (1) サンコート大月、サンコート大月サテライトでは、契約締結にあたり、身元引受人の設定をお願いしています。
- (2) 身元引受人は、本重要事項説明書及び契約書における「代理人」とし、「代理人」と

は、ご家族又は縁故者もしくは成年後見人等とします。

(3) 身元引受人の職務は、次の通りとします。

イ) 利用契約が終了した後、サンコート大月、サンコート大月サテライトに残されたご利用者の所持品(残置物)をご利用者自身が引き取れない場合のお受け取り及び当該引渡しにかかる費用の負担

ロ) 民法458条の2に定める連帯保証人

(4) 前号のロにおける連帯保証人は、次の性質を有するものとします。

イ) 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。

ロ) 前項の連帯保証人の負担は、極度額2,000,000円とします。

ハ) 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡した時に、確定するものとします。

二) 連帯保証人の請求があったときは、事業者は、連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

19. 長期の外泊・入院による居室使用について

入院が長期的になる場合は、ご利用者またはご家族の同意のもと、ご利用者の居室を短期入所サービス利用者に使用して頂くことがあります。

なお、この際は、利用料金表による居室保持に係る費用はありません。

20. 空きベッド(居室)使用の同意について

サンコート大月に入居中、7日を超えて入院が必要になった場合には、入院7日目以降、退院前日までの間その空きベッド(居室)を短期入所生活介護用として使用について同意をしていただくか○印をつけてください。

同意します ()

同意しません ()

※参考として

(入院時6日間は1日246円及び居住費の負担のみ、入院7日目以降で短期入所生活介護利用者が使用した場合は、利用料の請求はありません。又、入院7日目以降で短期入所生活介護利用がなかった場合は、1日居住費として2,500円の利用料が発生します。)

21. 福祉サービス第三者評価事業については、以下のとおりです。

直近の実施日：実施なし

評価機関名：

評価結果公表：なし

当施設は、契約書および本重要事項説明書に基づいて、地域密着型介護老人福祉施設のサービス内容ならびに重要事項を説明しました。

事業者	住 所	山梨県大月市賑岡町浅利 1 1 0 8 番 1
	事業者名	社会福祉法人 山の都福祉会
	施設名	地域密着型特別養護老人ホーム (ユニット型) サンコート大月
	事業所番号	1 9 9 1 4 0 0 0 4 3
	住 所	山梨県大月市賑岡町浅利 1 1 0 8 番 6
	事業者名	社会福祉法人 山の都福祉会
	施設名	地域密着型特別養護老人ホーム (ユニット型) サンコート大月サテライト
	事業所番号	1 9 9 1 4 0 0 0 5 0

説明者	職名・氏名	印
-----	-------	---

私は、契約書および本重要事項説明書に基づいて、地域密着型介護老人福祉施設のサービス内容ならびに重要事項の説明を受け同意します。

該当施設に○印をして下さい。

サンコート大月（ ）

サンコート大月サテライト（ ）

令和 年 月 日

入 居 者 住 所

氏 名

印

身元引受人（代理人）

住 所

続柄・氏名 （ ）

印